

## 「沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画（案）」に対する意見の募集結果

計画案について、令和4年10月3日から令和4年11月2日にかけて意見募集を行ったところ、647の個人・団体から1,090件の貴重な御意見をいただきました。

寄せられた御意見及びそれに対する県の考え方につきましては、別添のとおりです。なお、いただいた御意見につきましては、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に概要とし、また、同趣旨の意見をまとめさせていただきますので、ご了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

- 1 募集期間：令和4年10月3日（月）～令和4年11月2日（水）
- 2 募集方法：電子メール又は郵送
- 3 意見提出状況：下表のとおり

（1）提出数：647（個人622、団体24、不明1）

提出方法別	メール等	郵送等	地域別	県内	県外	外国	不明	個人/団体	個人	団体	不明
	533	114		111	518	5	13		622	24	1

（2）意見数：1,090件

全体	言葉の定義	背景	目的	対象地域	期間
380	2	43	66	1	3
目標 1 <small>（森林域においてネコが確認されなくなること）</small>	目標 2 <small>（沖縄島北部のすべての飼いネコが適正飼養され、飼い主不明ネコがいなくなること）</small>	目標 3 <small>（沖縄島北部以外からネコが流入しない状態とすること）</small>	計画の評価と見直し	参考文献	その他
503	60	17	5	2	8

「沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画（案）」に対する意見等と沖縄県の考え方

（言葉の定義）

- ・ 沖縄島北部：世界自然遺産登録地を有する国頭村、大宜味村、東村の全域を指す。
- ・ TNR：ネコを捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を行い、捕獲した元の場所へ返す（Return）取組み。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
全体に対するご意見（380件）			
1	6	計画（案）について是非、計画が一早く実施できるようにしてほしい。	関係機関と連携し、計画の早期の運用開始に向けて取り組んでまいります。
2	1	実施されたときに、県民の生活費から負担が出るようなことがないようにしてほしい。	計画は今回新たに策定するものですが、取組については既に県、環境省、沖縄島北部3村がそれぞれ実施しているものです。県では、国の交付金等を活用して適正な事業実施に努めてまいります。
3	3	ずっとうちねこと表題している通り、「ずっとうちネコ」で安心して暮らせる環境を与えてほしい。	関係機関と連携し、ネコの適正飼養の普及に取り組んでまいります。
4	17	ネコを管理する前に、生態系を壊すような環境にした人間からたすべき。	国、県、市町村、地元関係団体等では、世界自然遺産の価値である自然環境を保全し、継承するため、国立公園など保護区の指定や、マングースをはじめとする外来種対策、ロードキル・密猟対策などの希少種保護対策などに取り組んでおります。ネコについても、捕獲・保護、譲渡の取組に加え、一生うちの子プロジェクトをとおして、遺棄防止や適正飼養の普及啓発に取り組んでおります。 また、県では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づき、令和5年3月に「第2次沖縄県環境教育等推進行動計画」を策定し、生態系の保全に関する意識啓発や環境保全活動の活性化等に取り組んでおります。
5	55	国民の税金を使って生き物の命を蔑ろにするような計画に反対する。動物福祉の観点に基づいて、殺処分を行わずにすべての命を大切にすることをモットーにした計画に改善してほしい。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、保護・捕獲したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
6	21	大阪では、ボランティア団体等の尽力により、野良猫の保護、譲渡、地域ネコ等の取組で一代限りの生を全うする取組が行われている。ネコが森の動物や人に迷惑をかけないよう、適切に不妊去勢を行うとともに、個体数を把握して餌やり等を行い、ネコの数が増えすぎず、共同体の中で暮らせるよう知恵を絞ってほしい。	沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を歩き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。
7	28	野良猫、ノネコ増加の最大の原因は適正飼養ができていないことである。沖縄全体で適正飼養管理の普及啓発を徹底してほしい。完全室内飼育・不妊去勢処置は、猫を飼う上での絶対条件とすることを条例で定めてほしい。	県では、県全域を対象とする一生うちの子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいます。県の条例制定についていただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
8	41	殺処分にあてるお金を不妊去勢処置助成金としてほしい。殺処分よりTNR活動や適正飼育管理の普及啓発に重点を置いてほしい。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。沖縄島北部3村では、適正飼養推進のため、村による不妊去勢手術等の支援等を行うこととしております。捕獲・保護した飼い主不明ネコについては、寄生虫の駆虫やウイルス検査、不妊去勢手術等を行い、譲渡に取り組むこととしております。 また、県では、一生うちの子プロジェクトをとおして、ネコの遺棄防止や適正飼養の普及啓発に取り組んでいます。沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を歩き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。
9	15	飼い主不明ネコは不妊手術を迅速に徹底すれば、存在は一時的なものである。飼い主不明ネコの不妊手術及び飼育事業についてふるさと納税できるようにしてほしい。国内には住宅事情等によりネコを飼育できない人が多くいる。飼い主不明ネコのフォスターペアレンツを全国で募集するべき。	沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を歩き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。ふるさと納税やフォスターペアレンツの募集に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
10	13	当該希少動物が犠牲になっているのは、ロードキルのほうも多いと思う。完全に保護するなら当該地域に住民以外の車や人の出入りを規制するべきではないか。地域外から捨てにくる人を減らすということに重点を置き、規制をかけないと希少動物も保護できないと感じている。	ロードキルについては、関係機関において国道や県道でのクイナフェンスやアンダーパスの設置、対策重点区間における注意喚起表示板等の設置、ロードキル防止に係る情報発信などの対策に取り組んでいるところです。また、本計画においては目標3として、「沖縄島北部以外からネコが流入しない状態とすること」を目指しており、その実現に向けて、捨て犬・捨て猫をゼロにするための「一生涯の子プロジェクト」により、終生飼養や完全室内飼養等の普及啓発を沖縄県全域で取り組んでまいります。
11	41	ヤンバルクイナやアマミノクロウサギが絶滅の危機に瀕している原因は、土地、道路開発や交通事故、ハブ対策として放ったマングースによる人災であり、猫が原因ではない。猫が希少種を絶滅させる脅威の生き物なら、1000年前に絶滅しているはずである。猫のせいにするのはおかしい。ネコの捕獲、殺処分計画はやめるべきだ。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。 また、希少種への影響については様々な要因があると認識しております。県としては、ロードキルやその他の外来種などについても対策を行っておりますが、ネコについても希少種の捕食等が確認されております。在来種の生息を脅かすあらゆる要因について検討を行い、脅威の低減化のための取り組みを実施することが重要であると考えております。
12	25	ノネコといっても、もとは人間がきちんと責任をもって飼養しなかったため、人間の都合で捨てられたネコもたくさんいたはずだ。人間の行った罪の代償をネコの命を駆除して終わらせるのは、非人道的で、動物への虐待＝犯罪と同じだ。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。人間（飼い主）が責任を持って適正飼養を行い、遺棄を防ぐよう取り組みを行ってまいります。
13	2	ネコのみならず、今後次なる外来種を生み出さないために、まずはやんばる3村での飼育動物についてはホワイトリストを作成して、飼育動物は許可制にしていくことも考えるべき。	いただいたご意見は沖縄島北部3村に共有し、今後の参考とさせていただきます。
14	26	数値的データが一切示されておらず、信憑性がない。ネコが希少種を絶滅させると確定できるデータが提示されない限り、ネコの駆除などという対策は思い込みの産物であり、近年の各自治体により目指している「殺処分ゼロ」にも逆行する、野蛮で誤った方法である。捕獲した猫を殺さず、飼い主への返還、保護団体や里親への譲渡を絶対条件とするべき。	これまでの調査から森林域のネコが希少種を捕食していることが確認されており、生態系に影響を与えている可能性があるため、対策が必要となっております（各調査の詳細につきましては、本計画案の11頁に記載されている参考文献をご参照ください）。また、本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては、本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
15	2	沖縄島北部に隣接する地域からの流入を防止するためには、沖縄本島全土での対策にした方がよいのではないか。沖縄全土で飼育猫の適正飼養とマイクロチップの義務化を行うべき。	県では、県全域を対象とする一生涯の子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいます。適正飼養等についていただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
16	10	固有種が増えることを単純に目指すことは、愚かなことであり、増えすぎると生物多様性の生態系を破壊する。ネコの捕獲・殺処分計画を立てるより、固有種の適正な個体数の管理を行い、生物多様性の生態系保全についての計画を立てる方がこれからの沖縄の自然を守ることになる。	元来、沖縄島には肉食性哺乳類は分布しておらず、そのような環境で進化してきた沖縄島北部の在来種は、ネコ等狩猟能力の高い外来の肉食性哺乳類に対して極めて脆弱な生き物であることから、森林域からのネコの排除等により、希少種を含む在来種の生息地の保全に努める必要があります。また、本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。
17	9	固有種の保護は大切だが、ネコを殺処分するというのは観光業を重要な産業とする沖縄県にとってどのような影響をあたえるだろうか。日本及び世界には多くの愛猫家がいる。ネコを殺処分する前に、希少種の防護柵や一定の管理区域を設ける等、やるべきことはある。SNS等でネコを殺処分していると広まると観光業というイメージ戦略がなによりも重要な産業を基盤とされている沖縄県においては、影響が大きいと思う。このような目先の利益追求での失敗のないようじっくりとあらゆる要素を勘案し、今後数十年の影響を考えてやるべき。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としており、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。また、当該取組も含め、世界自然遺産に登録された当該地域の自然環境を保全することは、本県の観光産業にとっても重要なものと考えております。
18	6	ネコとの共生案として、猫カフェのような施設をつくり、観光ルートに取り入れ、設備資金等はクラウドファンディングを活用するなど、駆除対象ではなく観光資源として利用価値があるのではないかと。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
19	7	これだけの行政機関が一丸となって取り組むことは容易なことではないと思う。目標が達成されるよう進めてください。	関係機関と連携し、目標が達成できるよう取り組んでまいります。
20	16	生態系保全と同時に飼い猫の安全性も確保される本計画に強く賛同します。	関係機関と連携し、目標が達成できるよう取り組んでまいります。
21	5	散見される「ノネコ」というのは造語であり、家畜としての「イエネコ」の名称が正しい。正しい表現をお願いしたい。	「ノネコ」という名称（表現）は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する施行規則」や「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（環境省、農林水産省 2014）」においても使用されております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
22	3	「飼い主のいない猫」を合法的に駆除するため、動物愛護管理法の動物愛護から「飼い主のいない猫」を除外しないでください。	「飼い主のいないネコ」という言葉は「飼い主不明ネコ」という定義を指していると思いますが、本計画では「飼い主不明ネコ」を、「概して屋外で活動しており、飼養登録がなく飼い主が特定できないネコを指す（野生鳥獣であるノネコを含む）」としております。本計画において 捕獲・保護された飼い主不明ネコについては、飼い主がいるかどうかの確認を行いつつ、新たな飼い主への譲渡に向け取り組むこととしております。
23	1	排除されるべきネコを「飼い主不明ネコ」と表現しているが、人間が無責任に不妊去勢をせず放逐し、それを行政が放置し、無尽蔵に増えた「人間の身勝手により増殖したネコ」と表現すべき。	本計画では、概して屋外で活動しており、村条例に基づく飼養登録がなく飼い主が特定できないネコを「飼い主不明ネコ」と定義しています。
24	6	捕獲して、不妊去勢手術して、飼い主または里親への譲渡、いない場合は保護場所に収容、夢のようにこれまで猫活動をしている人の中で話されていた通称『猫の森』計画をを提案したい。ハワイにある『ラナイキャットサンクチュアリ』を目指す計画で、目標は以下のとおり。 目標1「森林域において、他の生き物を捕食するしかない猫を捕獲し、生存する場所を速やかに移動させること」 目標2「殺処分せず、TNRMを行うこと」 目標3「活動を継続し、北部地域外からの流入を阻止するため、県全体に活動域を広げること」	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
25	1	根本このような計画自体がばかばかしい。 そんな状況にしたのも私たち人間だ。 本当に自然自然言うならもうみんな島から出ていけ。 生きるも死ぬもあなた方の大好きな自然に任せろ。 希少動物だか何だか知らないけど、そんなのは人間が勝手に決めた事だ。 動物たちは一言も人間に僕らは貴重だから助けてくれなんて望んでない。 矛盾したことばかりに時間とお金をかけるな。	沖縄島北部は固有性の高い生態系を有し、世界的に見ても生物多様性の保全上重要な地域となっており世界自然遺産に登録されました。多くの固有種や希少種が生息・生育する豊かな自然環境を保全・継承し、その普遍的価値を維持していくことが重要であると考えております。
26	1	もし、今回の計画案が実施させることになった場合、「ヤンバルクイナ等の特殊な在来種が生息する地域でのやむを得ないノネコ管理の実施であった」ということを全国に適切に周知してほしい。 今回の計画案実施となった場合、「野良猫は殺処分してしまえば良いのだ」という誤った認識が広まらないことを願っている。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としており、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。計画策定後は、計画の趣旨や目的が正しく理解されるよう周知にも取り組んでいくこととしております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
27	1	もし、今回の計画案が実施されることになった場合、税金が適切に使われているのか徹底した収支報告を行ってほしい。	計画は今回新たに策定するものですが、取組については既に県、環境省、沖縄県北部3村がそれぞれ実施しているものです。各実施主体の予算の執行については、関係法令等に基づき適切に執行してまいります。県では、沖縄振興特別推進交付金を活用しており、毎年度、事業検証シートを作成し、予算額やその内訳、目標、達成状況等の事業概要を県のホームページで公表しております。
28	2	課題解決のためのモニタリングや評価は、他地域（とくに同一の世界自然遺産地域）でも同じ手法で行うと客観的な比較データが多数集まるので、とても効果的なものとなります。国や沖縄県、そしてその範囲にある各自治体が連携するのも尤もなことだが、近隣他県（鹿児島県）や自治体との情報共有や意見交換も重要事項だと思うので、一言いれると、まだ管理計画がない徳之島においても、計画策定の動きが促進されることはもとより、同一世界自然遺産地域として、連携体制の端緒となるのではないかと期待するところである。	ご意見を踏まえ、鹿児島県との関係自治体との情報共有や意見交換についても検討してまいります。
29	1	10年という長い期間をかけて実施するのにも関わらず、通常、企業などの長期計画にはある「細かい計画」（例えば最初の1年で何を、2年目から4年目までは何を、とそれに伴い幾らの資金（税金）が投入されるのか）が計画案からは読み取れない。少しでも殺処分が少なく済むような計画を立案してほしい。	年度毎の取組については、本計画策定後、別途ロードマップを定める予定です。計画の実施にあたっては関係機関と連携し、積極的に譲渡を行ってまいります。
30	1	「ずっとやんばる ずっとうちネコ アクションプラン、沖縄県北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画」タイトルと名称が親しみやすく良いと考えます。動物の福祉（アニマルウェルフェア）の考え方について記述を加えることはできないか。昨今、動物愛護のみならず動物の福祉についても制度化する動きがある。動物の福祉についても新たに項目を付け加えるべきではないか。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
31	14	この計画書における「共生」の対象に外猫は含まれていない。他の全国の自治体では、むしろ外猫との「共生」をすすめるべく活動をしている。「適正飼養」とあるが、最初から室内飼いされているネコだけを保護の対象にし、外猫は排除するという考え方は「共生」の言葉の意味に反している。	本計画における「共生」とは、ネコを適正飼養することにより、生態系に悪影響を与えずに人とネコが共生することだと考えています。捕獲・保護した飼い主不明ネコについては、譲渡を行い、新しい飼い主のもと適正飼養されることで「共生」できるものと考えております。
言葉の定義に対するご意見（2件）			
32	1	本計画における言葉の定義における「適正飼養」の説明について、言葉が難しく文章も長いため、適正飼養とは何なのかが少しわかりにくい。もっとシンプルに「完全室内飼養」、「飼養登録」、「終生飼育」の単語を使って短い文章にするとよいと思う。	本計画を実施する上で、言葉の定義については具体的かつ丁寧に説明する必要があるため文章が長くなっているところですが、原文のままさせていただきます。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
33	1	飼い猫の完全室内飼育とは、管理をしても一切外には出せないということか。	ネコの安全や健康維持の観点からも室内で飼養することが望ましいことから、本計画においては室内飼養を推奨しています。なお、この場合においてやむを得ず外に出す場合は、逸走防止策を講じる等の十分な管理が必要と考えます。
背景に対するご意見（43件）			
34	1	この章は一つ一つの文が長く、専門用語も多いので解り難いと思う。可能な限り簡潔な文章に改めるよう改善を望む。	この章については、本計画を実施する上での背景等について、具体的かつ丁寧に説明する必要があるため、文章が他に比べ長くなっているところです。
35	1	なぜ本計画の制定が必要なのかの説明されていてとてもよいと思う。特に侵略的外来種として「マングース」の記述をしているのは、外来種の脅威を伝える手段として、適切であると感じる。もしできるなら、奄美大島での「マングース」排除の成功例を上手く文章にできればさらによくなると思う。 やんばるとともに世界自然遺産に登録された徳之島にはまだこのような管理・共生計画はないため、策定に向けて私の立場でできる最大限のことをしていきたいと思う。	沖縄島北部の生態系は、島という閉鎖的な環境で形成されてきたため、外来種（特に肉食性哺乳類）の影響を非常に受けやすい特徴があります。本県の生物多様性を保全するためにも、引き続き外来種の対策に取り組んでまいります。また、本計画策定後は、鹿児島県等世界自然遺産関係地域へ情報提供を行う予定です。
36	1	希少種の減は、交通事故によるものも多い。道路通行の時間制限を設ける、カメラを至る所に設置し、希少種をひき殺した運転手に30万円以下の罰金を課す、その金を保護活動に積み立てるなどしてはどうか。	ロードキルについては、関係機関において国道や県道でのクイナフェンスやアンダーパスの設置、対策重点区間における注意喚起表示板等の設置、ロードキル防止に係る情報発信などの対策に取り組んでいるところです。
37	2	イヌによる捕食があるにもかかわらず、2000年代から環境省などの調査でネコだけを対象にしたのはなぜか。イヌとネコの糞の区別は正確にできるのか。	県や環境省では、糞分析による食性調査のほか、回収された希少種の死体の剖検、DNA分析等を行い、イヌやネコによる捕殺状況の確認を行っております。調査についてはネコのみ絞っているわけではありません。なお、イヌとネコの糞の排泄者判定については、DNA鑑定（PCR法）等に基づき判定しております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
38	6	外来種の定義がなされておらず、問題設定が間違いである。その昔、現在固有種と言われている動物も外来種として分布してきたわけである。ネコは9世紀ごろに沖縄の島々に入ってきており、外来種と言えない。20年以上前から固有種が捕食されていることを知っていながら、マングース捕獲事業を優先してきたのか。	<p>沖縄県外来種対策指針において、外来種とは、意図的・非意図的を問わず人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種のことを指しています。ネコについては、国際自然保護連合（IUCN）の種の保存委員会が外来種の脅威について注意喚起するために作成した「世界の侵略的外来種ワースト100（100 of the world's worst invasive alien species）」に入っており、世界的にも特に生態系等被害が深刻な種として位置づけられています。また、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（環境省、農林水産省 2014）」においても、野生化したネコであるノネコは、総合的に対策が必要な外来種、かつ特に緊急性が高く各主体がそれぞれの役割において積極的に防除を行う必要がある緊急対策外来種に分類されているほか、「沖縄県対策外来種リスト」にも掲載されています。</p> <p>なお、ネコ対策自体はマングース事業とほぼ同時期に開始しております。</p>
39	1	オキナワトゲネズミは、ネコによる捕食以外にも森林伐採などで絶滅危惧にあるということも分かっているのに、全てネコのせいとして記載するのは情報操作に当たると思われるので、森林伐採の影響もあると記載するべきである。また、やんばるの森では速度制限も大幅にオーバーして走行する車両が多いため、オキナワトゲネズミやヤンバルクイナのロードキルもある。取り締まり強化やスピードオーバー対策などを行うべき。	<p>文献を再度確認し、以下のとおり訂正いたします。</p> <p>「オキナワトゲネズミは1990年代後半から分布域が急激に縮小しており、この原因の一つとしてネコによる捕食の影響が指摘されている（Yamada et al. 2010）。」</p> <p>また、ロードキルについては、関係機関において国道や県道でのクイナフェンスやアンダーパスの設置、対策重点区間における注意喚起表示板等の設置、ロードキル防止に係る情報発信などの対策に取り組んでいるところです。</p>
40	5	肉食哺乳類はいなくとも、他の肉食動物は存在する。	<p>元々のやんばる地域の生態系の一部として肉食動物のハブ等がありますが、生態系に甚大な影響を及ぼす狩猟能力の高い肉食性哺乳類が元来分布していなかったという事実を記載しております。</p>
41	6	イヌやネコの遺棄は人間の問題であり、これがネコを捕殺する理由にはならない。	<p>本計画は殺処分を前提としているものではなく、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としており、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるのとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。</p> <p>また、県では、一生うちの子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでおります。</p>

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
42	5	ほかの肉食動物の糞についてはなぜ調べないのか。	県や環境省では、ネコのほか、イヌやマンゲースの糞分析による食性調査や、回収された希少種の死体の剖検、DNA分析等を行い、希少種等の捕殺状況の確認を多面的に行っております。
43	7	捕獲数が減少し始めているならば、観察が必要かと考える。性急に処分する必要性を感じない。ここ数年多くの保護団体と行政の協力の元にネコの殺処分はされず、数も減少している状況を評価してほしい。同様に希少種も回復が見られるならば、性急に処分は必要ない。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。沖縄島北部3村の条例制定によって進められた各活動や譲渡活動にご協力いただける方々との連携等により状況は改善されつつありますが、現在でも依然としてネコが多く確認されている状況であり、各種課題の解決のためには対策を進める必要があります。また、ネコによる希少種の捕食等が確認されていることから、在来種の生息を脅かすあらゆる要因について検討を行い、脅威の低減化のための取り組みを実施することが重要であると考えております。
44	5	「公衆衛生上極めて重要な問題」はこれまでどのくらいの頻度でどんなことが起こっているのか。例えば、猫によるトキソプラズマの被害事例は何件起こっているのか。	沖縄県では家畜（ブタ）のトキソプラズマ症が毎年発生しているほか、ヤギでの抗体陽性も確認されており、食肉から人への感染が危惧されています。また、屋外のネコの糞からガーデニングや農作業を介しても人が感染すると考えられております。人のトキソプラズマ症は感染症法における届出の対象ではないため、感染の実態把握は難しいですが、健康被害が発生している事も確認されています。トキソプラズマ症の感染リスクを低減させるための対策のひとつとして、終宿主であるネコの新規感染を防ぐことが重要だとされています。2011～2013年の野外で生活するネコの抗体保有調査での抗体陽性率は26.9%となっており、離島を含む多くの市町村で抗体を保有するネコが存在することが確認され、トキソプラズマ原虫は県下に広く存在していることが判明しています。  (出典：『沖縄県におけるトキソプラズマ症の現状』（沖縄県衛生環境研究所))
45	1	「不適正飼養」と「無責任な餌やり」は同じ意味であり、無責任な餌やりは、不適正飼養の一例である。「無責任な餌やり等、不適正飼養」が正しい表現である。	不適正飼養は飼い主に対する表現であり、無責任なエサやりは飼い主不明ネコにエサを与えている人への表現としております。
46	1	ネコのロードキルだけではなく、避けようとして人の交通事故につながる可能性の方がはるかに社会的なコストとして大きい。人の安全、人命にも関わることである。生態系保全という観点だけでなく、人間社会においても、ネコを加害者にも被害者にもしないという視点をここでもしっかり打ち出して欲しい。	本計画では、飼いネコを室内飼養することで交通事故に遭うリスクをなくし、外にいる飼い主不明ネコについても捕獲・保護後、譲渡に努めることで屋外にいるネコを減らし、ネコも人も交通事故に遭わない対策を実施してまいります。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
47	1	トキソプラズマ、SFTSについての周知が足りない。一生うちの子プロジェクトでは、生易しい内容しか放送されていないが、不適正飼養の現状やマイナス面、飼い主の責任を強く訴える必要がある。	一生うちの子プロジェクトでは、テレビCMやラジオCMは犬猫の遺棄防止や適正飼養について子どもたちにも分かりやすい内容でお伝え出来るよう考えて実施しております。また、飼い主の責任やトキソプラズマ、SFTSのリスク等については、出前講座等で、さらなる普及啓発の実施を行ってまいります。
目的に対するご意見（66件）			
48	9	ネコの安全確保や健康維持が理由なら、飼い猫の室内飼育と野良猫のTNRによる個体数減を進め、そして何よりも、野良猫発生の理由となる猫の飼育放棄（捨て猫）をなくす活動が必要だと思う。飼い猫、また飼い猫に生まれた仔猫を人間が捨て続ける限り、野良猫はなくなる。東京都練馬区のように、行政の主導のもとに多くの市民が参加して、野良猫を激減させた例もある。貴県でも、そのような先例を参考にし、野良猫の命を大切にしながら、野良猫をなくしてほしい。	県では、一生うちの子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいます。また、沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を歩き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。
49	13	ネコの安全の確保や健康の維持のために捕獲して殺処分するのか。他の地域の活動のようにTNRすべき。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としており、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。 また、沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を歩き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。
50	4	ネコの安全の確保・健康の維持について、室内飼いのネコだけでなく、外ネコの安全の確保もするべきである。	ネコの安全の確保や健康の維持に寄与するためには室内飼養等の適正飼養が重要であると考えられます。また、捕獲・保護した飼い主不明ネコについては譲渡に取り組み、適正飼養に繋がりたいと考えております。
51	1	「ONE HEALTH」の考えに基づき、それを体現した活動であることをぜひ盛り込んでもらいたい。「ONE HEALTH」のワードがあることで、国際的な環境・動物・人の健康を同時に守る計画であること、その先駆性が明確になると思う。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
52	10	<p>ネコを排除、確保の言葉の裏側にあるのは、ネコの殺処分であり、保護でも救済でもないことに憤りを感じる。問題の根本は動物販売、繁殖業者ではないか。そういう業者がいなければネコも増えず、捨てられることもないのではないか。そこを解決せず、ネコを排除するだけでは何の解決にもならない。</p>	<p>本計画は殺処分を前提としているものではなく、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としており、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組みこととしております。</p> <p>動物販売業者については、動物の愛護及び管理に関する法律において、第一種動物取扱業の登録を受け法令で定められた基準に従って事業を行う必要があるほか、その責務として、動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法を説明しなければならないとされており、そのため、県では、生体販売業者に対し、購入者への適切な情報提供（説明）の徹底や法令の遵守等について、講習会の開催などによる指導を行っております。</p>
53	11	<p>目的が当該地域にネコがいなくなることで、外部からの流入がないことである。しかし、これは無理であろう。実現するためには、将来永久に捕獲を続けなければならない、いつまでもこの事業を止めることができない。飼い主不明ネコは不妊手術をして戻すことのほうが、ネコの繁殖を抑制することにつながる。</p>	<p>本計画は、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としています。当該目的を実現するためには捕獲のみならず、適正飼養の浸透、遺棄防止等の対策も進めることが重要であると考えております。そのため、県では、一生涯の子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p>
54	3	<p>ネコの安全や健康のために室内飼育を推奨していくことには賛成です。</p>	<p>ネコの安全の確保・健康の維持向上のためにも、ネコの室内飼育の推進に取り組んでまいります。</p>

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
55	2	「排除」という言葉から、殺処分を連想する人もいるのではないかと思います。計画を読めば殺処分するのではなく譲渡先を探すのだとわかりますが、要旨だけ読んで早合点する人もいるのではと思います。そのため、別の言葉で言い換えてもらえればと思います。 例えば、「森林域の全てのネコの捕獲・保護」など。 この言葉以外にもぜひ一度表現を見直してみてください。	本計画における「排除」とは、殺処分を前提としたものではなく、森林域においてネコが確認されなくなることであり、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
56	1	目標に「殺処分されないこと」、「TNRの促進」を追加してはどうか。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としており、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。 また、沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。
57	4	「・・・集落内の飼い主不明ネコ対策等を並行して進め・・・」を「・・・集落内の飼い主不明ネコ対策等を一体的に進め・・・」に修正すべきである。問題を並列で扱わず、一体的に考えて取り組むべきである。	ご意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。  「本計画の実施にあたっては、関係機関等が連携し、森林域におけるネコの捕獲やその発生源対策としての飼いネコの適正飼養、集落内の飼い主不明ネコ対策等を <u>一体的に進めることとする。</u> 」
58	2	「継続的な人員及び予算確保に努める」を「継続的な人員及び予算確保を行う」に修正すべきである。「努める」努力ではなくしっかり予算確保して推進するべきである。	ご意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。  「本取組においては、各実施主体がそれぞれの対策を継続的に実施し、迅速に目標を達成することが重要であることを踏まえ、各実施主体は継続的な人員及び予算確保に向けて取り組むこととする。」
59	6	「継続的な人員及び予算確保に努めること」 10年間の予算はどのくらいだと試算しているか？ 具体的に何にどのくらいかかるのか？	現時点では予算がどの程度かかるかを明言することはできませんが、関係者がそれぞれの対策を継続して実施しながら、その取組の進捗状況を踏まえ、順応的な管理を行うことが重要だと考えております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
対象地域に対するご意見（1件）			
60	1	対象地域が沖縄島北部となっているが、このアクションプランは持ち込みも含めた対策なので、沖縄島あるいは県内全域だと思う。（全域から持ち込む可能性がある。）そうでないならば、保全対象地域となるのではないかと。	ご意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。 「3. 保全対象地域」
期間に対するご意見（3件）			
61	2	10年間の計画期間中であっても内容や行動計画が見直せるように、必要に応じて計画を見直せるようにすべきである。	本計画策定後、別途ロードマップを定めて進捗状況の評価を行いつつ、中間年に取組内容の見直しを行うことを予定しております。
62	1	期間について、令和5年4月～令和15年3月（10ヵ年）とありますが、ファイリマングース等の特定外来生物とは異なり、ペットとして広く飼育されていることから、期間終了後に不適正飼養や遺棄等による再導入が考えられる。そのため、期間終了後もモニタリングや必要に応じて対策・指導の延長が必要であると考えます。	ご提案の内容については、取組の進捗状況を踏まえて検討してまいります。
目標1に対するご意見（503件）			
63	4	目標1「森林地帯においてネコが確認されなくなる」という目標が達成されたことをどうやって確認するのか。現在の猫の頭数は把握しているか。	自動撮影カメラ等の設置によりモニタリングを行う予定です。沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、日常的にネコが移動し入れ替わっていることから現在実施している事業において推定数の算出は行っておりません。当該事業では、1年毎に、森林域に設置した自動撮影カメラで確認できたネコを個体識別し、その頭数（最低確認頭数）を集計しています。なお、頭数については2020年度で102頭、2021年度で82頭、2022年度で47頭となっております。
64	1	大きな目標として、3つに分けたのは分かりやすいです。下位項目として、個別目標、現状及び課題、必要な活動及び実施体制の3つに分けてあるのもよいですが、各下位項目の必要な活動及び実施体制の『（1）体制』のという表現については、『（1）実施主体』などの、もっと具体的な言葉の方がよいと思います。とくに、【目標3. 沖縄島北部以外からネコが流入しない状態にすること】の5-3-3.における『（1）体制』の説明は「沖縄県、各市町村（3村を除く）、環境省」の単語の羅列のみで終わっており、「連携する」「役割分担する」などの文章化を望みます。	ご意見を踏まえて、「5-1-3. (1)」、「5-2-3. (1)」、「5-3-3. (1)」を以下のとおり修正いたします。 「(1)実施体制」 また、「5-3-3. (1)」の内容については以下のとおり表現を文章化いたします。 「沖縄県、沖縄島の各市町村、環境省が連携し、普及啓発等に取り組む。」

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
65	14	生態系への影響を消失するのが目的とのことだが、その主要因は本当に猫なのか。外に生息している肉食系動物の中で最も人間に慣れ、最も捕獲しやすい生き物が猫だから、ネコをターゲットにしているだけではないか。	森林域からネコを排除する理由については、目標1だけではなく、背景にも記したとおりです。生態系への影響についてはロードキルやその他の外来種など様々な要因があると認識しておりますが、ネコについても希少種の捕食等が確認されております。在来種の生息を脅かすあらゆる要因について検討を行い、脅威の低減化のための取り組みを実施することが重要であると考えております。
66	1	本計画案の「ネコが確認されなくなる」というのは、文中ではよくわからない文書になっているが、「ネコの存在自体を沖縄から抹消する」という事実をきちんと伝えるべき。	本計画においては「森林域においてネコが確認されなくなる」とを個別目標としており、「ネコの存在自体を沖縄から抹消する」という内容ではありません。
67	1	森林域において猫が確認される状況は動物愛護の精神からいえば考えられない事だと思ふ。愛護で言えばネコは大切な家族であり、大切な友であるはずなのに、家族がいなくなっても心配しないのか、森林で確認できるのは理解しがたい。森林に行って帰らない家族が要るなら家族が探すべきである。希少種の生息域にいるネコは絶対に排除する必要があると思ふ。行政の判断で行動すべきである。行政や環境省等その地域に一番必要なことを真剣に考え取り組んでいることは、その自治体に任せるべきであり、周りが忖度して勝手な意見を言うのは間違っていると思ふ。やんばるの皆さんの取組を応援している。奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表の世界自然遺産の猫問題の先駆者となるように応援している。	動物愛護の観点からも適正飼養の普及啓発に取り組むとともに、計画の実施にあたっては、やんばる地域における生態系保全だけでなく、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等と連携して取り組んでまいります。
68	6	ノネコと野良猫や飼い猫は見た目では見分けはつかないため、鳥獣保護法のみならず動物愛護管理法にも違反しないように猫の捕獲や収容を行うよう監督する責任が行政にあると思われるが、沖縄県としてはどのような配慮をする予定か。	本計画に基づく森林域におけるネコの捕獲については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による捕獲許可を得て行います。また、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、捕獲にあたっては、直接雨風や直射日光にさらされないよう、罟に寒冷紗や屋根を取り付けて日陰に設置するとともに、毎日罟の確認作業を行い、捕獲された場合は速やかに収容するなど、ネコの健康に配慮して実施いたします。捕獲・保護したネコについてはマイクロチップや首輪等の確認を行い、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは新たな飼い主への譲渡に向け取り組むこととしております。
69	1	計画案の目的が「在来種保護」から「ネコ排除」になっている。	本計画は、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としています。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
70	4	「飼い猫」が適正飼養されるように指導するだけでなく、動物病院が近くにない場合や受診が困難な場合は臨時に獣医師を派遣して不妊手術、マイクロチップを装着しその費用はこの計画が負担してほしい。飼い主不明ネコ、ノネコに対してはTNRやマイクロチップの装着を行い、数の推移や行動の管理などモニタリングしてほしい。	<p>沖縄島北部3村では、適正飼養推進のため、村による不妊去勢手術等の支援等を行うこととしております（支援の状況は村によって異なります）。沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p> <p>なお、森林域におけるネコの数は自動撮影カメラ等の設置によりモニタリングを行うこととしております。</p>
71	11	野良猫の寿命は一般的に約4年といわれており、センサーカメラに映るネコのうち約9割がその年に初めて確認される個体とあるように、森林内で生態系を乱すような数が繁殖しているか確認されていないはずである。まずは遺棄されるネコを減らし、すでにいる個体について積極的に森林内で捕獲せずとも、集落内で確保した個体のTNRを進めるだけで人と関わりのないネコは10年かからずほとんどいなくなるはずだ。	<p>県では、一生涯の子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p> <p>ネコは本来、沖縄島北部の森林域に生息しない肉食性哺乳類であり、在来の野生動物の脅威となっているため、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上、及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するためには森林内と集落における対策を一体的に進める必要があります。</p>
72	3	本計画では、TNR事業を実施しない計画で進めてもらいたい。現在、奄美大島では4年にわたり市町村でTNR事業が実施されているが、集落周辺の「飼い主不明ネコ」数はゼロに至っていないく、また森林域（山域）に相当の数のTNR個体が侵入して、希少種を捕食している。	<p>沖縄島北部は、隣接する名護市以南の人口密集地と地続きであり、沖縄島北部以外からネコが流入する可能性があること、また、林道の整備等により森林内にネコが侵入しやすく、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があることから、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p>
73	1	「TNRに対しての支援を十分に行ったが、今回のノネコ管理計画も必要である」という確たる証拠の提示を求める。	<p>県では、沖縄島北部において、これまでTNRの支援は行っておりません。沖縄島北部は、集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p>
74	1	TNRでは、繁殖は防ぐことが出来るが、野生動物の捕食等は防ぐことが出来ない。希少種を含む野生動物への被害をゼロにするためには、当該地域における地域猫活動を禁止するとともに、地域猫活動家・活動団体への指導が必須と考える。	<p>沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p>

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
75	1	鹿児島県奄美大島でのアマミトゲネズミとアマミノクロウサギにトキソプラズマ感染による死亡例の可能性がある研究報告が例示されているが、同じ世界自然遺産地域（グループ）でも鹿児島県徳之島では、野生動物等の死亡例こそ明らかにされていないものの、終宿主であるイエネコのトキソプラズマ症感染率及び中間宿主のクマネズミの感染率はそれぞれ約50、70%（宮下ら 2021）と、他地域と比べても格段に高い割合になっており、このままやんばるで飼い主不明ネコが放置されて適切な対策がとられなければ、徳之島同様の高い感染率になってしまう可能性も高い。そのこともこの部分に加えてもいいと思う。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
76	3	ネコによる捕食が原因の一つであると記載されているが、交通事故なども原因の一つであると考えられ、そちらへの対応をどのようにしていくのか。道路脇への看板などの注意喚起では防げないとする。	ロードキルについては、関係機関において国道や県道でのクイナフェンスやアンダーパスの設置、対策重点区間における注意喚起表示板等の設置、ロードキル防止に係る情報発信などの対策に取り組んでいるところです。
77	1	米軍のエリアについては、どのように調整していくのか明確にすべきである。	調整については計画の進捗に応じて生じるものであることから現段階で明確にお答えできませんが、必要に応じて適切に対処してまいります。
78	2	7頁の1行目について、「～、そこを中心に」を「～、対策優先エリアを中心に」と表現してはどうか。	ご意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。 「調査結果に基づき設定された優先すべきエリアを中心に捕獲作業を実施する。」
79	5	「動物福祉に配慮して検討する」だけでは、なおざりになることが目に見えています。どのような配慮を行うのか、具体的に示してほしい。	捕獲にあたっては、直接雨風や直射日光にさらされないよう、罠に寒冷紗や屋根を取り付けて日陰に設置するとともに、毎日罠の確認作業を行い、捕獲された場合は速やかに収容するなど、ネコの健康に配慮して実施いたします。
80	1	飼いネコのマイクロチップについては、慎重にしてほしい。人よりも体の小さい生き物に人間に入れる大きさのマイクロチップを入れることはネコの体に負担を掛ける。	ネコのマイクロチップ装着について、ネコの体への影響は極めて低いとされています。県では逸走時の猫の返還率の向上や管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進等の利点が大きいことから、飼い猫のマイクロチップ装着を推奨しています。
81	23	殺処分せずにすすめられるかを再検討すべき。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いいたします。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
82	127	殺処分反対。命を大事にするべき。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。
83	20	捕獲した後の譲渡までの期間が10日間は短すぎる。捕獲後の保護施設、医療施設を整えた上で、捕獲に踏み切るべきだと考える。	周知期間については、沖縄島北部3村の「ネコの愛護及び管理に関する条例」の施行規則や沖縄県動物愛護管理センターでの収容期間などを踏まえ、事業の実現可能性や持続可能性等を総合的に判断して10日間（土日祝日を含む）としています。また、捕獲・保護したネコは村や委託業者が管理する収容施設に収容し、委託業者や提携する動物病院等にて必要な初期医療等を行うこととしております。なお、周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。
84	12	第4に準じた方法での対応に反対する。計画案で動物実験または殺処分とは記載せず、該当告示を確認しないとわからないようにしている。ネコを殺さない、苦しめない計画にしてほしい。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。 なお、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号、最終改正：令和4年環境省告示第54号）の第4には動物実験は含まれておりません。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
85	28	<p>原則10日間の周知期間が過ぎたら飼い主不明ネコは殺処分されるというのは動物愛護に反する行為として反対する。ボランティア活動団体との連携はしないのか。「適正」という言葉は誰からみた適正なのか。あまりにも機械的で熟慮がないやり方に思われる。</p> <p>そこに暮らす人たちを啓蒙して、ネコを捨てない、逃げたら探す、というようなまっとうなコミュニティ作りに税金は使用されるべき。</p>	<p>本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。</p> <p>「適正」という言葉については動物の愛護及び管理に関する法律でも使われており、動物の健康及び安全の保持、動物の飼養等による人への迷惑の防止等という動物を飼養する場合にあつての基本的な事項だとされています。本計画での「適正」は、飼い主及びネコ自体に対するもの、公衆衛生的観点から地域住民の健康で安心、安全な生活のためのもの、沖縄島北部の生態系の回復、保全のためのものとしております。</p> <p>県ではネコの遺棄防止及び適正飼養の普及啓発にも取り組んでおり、逸走を防止するためにもネコの室内飼養が重要だと考えております。</p>
86	38	<p>沖縄にはネコがすでに住み着いており、当該地域を完全に分離できない以上、ネコは入ってくる前提で考えるべきである。保護すべき野生動物とネコを共に生きる存在として捉え、保護すべき野生生物の数を観察し続けながら、野生生物の減少が確認されたならば、ボランティアの協力を得て、ネコの不妊手術を行っていくことが現実的であり、動物愛護の精神に則った方策である。</p>	<p>元来、沖縄島には肉食性哺乳類は分布しておらず、そのような環境で進化してきた沖縄島北部の在来種は、ネコ等狩猟能力の高い外来の肉食性哺乳類に対して極めて脆弱な生き物であることから、森林域からのネコの排除等により、希少種を含む在来種の生息地の保全に努める必要があります。</p>
87	2	<p>森林内の罠による捕獲は希少生物の方を捕獲、死に至らしめてしまう可能性もある。ネコがかかったとしても見回り頻度の不足等により保護する前に死亡してしまう可能性がある。</p>	<p>ネコ以外の混獲を防止するため、罠の稼働重量の調整やネズミ類用の脱出口を作るほか、捕獲された動物の負担を軽減するため、罠に寒冷紗や屋根を取り付けて日陰に設置し、直接雨風や直射日光にさらされないよう配慮するとともに、毎日罠の確認作業を行うこととしております。</p>
88	27	<p>周知期間が10日間というのは短いのではないかと。引き取り期間を延ばして、引き取りを希望する保護団体やボランティアに引き渡すよう努めるべきではないかと。</p>	<p>周知期間については、沖縄島北部3村の「ネコの愛護及び管理に関する条例」の施行規則や沖縄県動物愛護管理センターでの收容期間などを踏まえ、事業の実現可能性や持続可能性等を総合的に判断して10日間（土日祝日を含む）としています。なお、周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。</p>

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
89	4	飼い主不明ネコについては捕獲主体が引き取る事となっているが、ノネコ駆除活動を積極的に行っている団体や個人に捕獲された場合は有無を言わず殺処分されることにならないか。沖縄県や環境省が捕獲した場合、その後の対応はどうか。人間によるネコの遺棄によりノネコが生まれるので、いくら捕獲しても元を正さないとノネコは減らないと思う。	沖縄島北部の森林域におけるネコの捕獲については、国、県の事業として実施しているところであり、目標1における捕獲主体とは、環境省及び沖縄県を指します。本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲した飼い主不明ネコについては本計画にも記載があるとおり、積極的に譲渡に取り組むこととしております。また、県では一生涯の子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいます。
90	7	排除方法をぼかさず、「殺すか実験動物にしたあと殺すかのどちらかで処分する」と記載しないと本案件の真意が伝わらない。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。 なお、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号、最終改正：令和4年環境省告示第54号）の第4には動物実験は含まれておりません。
91	25	殺処分は、最後の手段のような書き方だが、ボランティアとの連携もとらずに、行政のみで性急に進めると原則殺処分になることが目に見えている。やんばる地域の猫の捕獲に年間数千万円という税金が使われている。税金を適正に使い、ボランティアと連携して、動物実験や殺処分が行われないよう人道的な対応をするべきである。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。県では、令和4年10月より沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）の運用を開始し、譲渡適性を上げるための犬猫のしつけや譲渡講習、犬猫とのふれあい展示などを実施するなど、譲渡機会の拡大を図っております。また、センターに登録しているボランティア団体等に対して飼育管理費等の支援を行うほか、健康診断等の初期医療費の補助を行うなど、譲渡に向けて取り組んでいます。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。 なお、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号、最終改正：令和4年環境省告示第54号）の第4には動物実験は含まれておりません。
92	31	東京都小笠原の猫プロジェクトを参考にしてほしい。	同様な課題を抱える地域の取組も参考にしながら本計画の策定を進めております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
93	4	「飼い主不明ネコについては、捕獲主体が引取るとともに、『犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成 18 年環境省告示第 26 号）』の第 3 及び第 4 に準じた方法により対応するものとする」とあるが、単純に殺処分したいとしか読み取れない。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。
94	4	ノネコを捕獲する際は新聞やテレビCM、ラジオ等を通し、全域にボランティア募集をかける、捕獲した後の不妊手術は県が費用を出す、里親募集してもらい手が見つからない場合は地域猫の生息域を何カ所か設置し、寿命がつきるまで地域猫ボランティア丸となりエサとトイレの世話をする、としてはどうか。	捕獲したネコについては、県、村役場、環境省のホームページ等で広く情報発信し、村役場の掲示板や道の駅等でも捕獲した旨の周知を行うとともに、沖縄県獣医師会やボランティア団体等の協力をいただきながら飼い主の探索や譲渡に取り組むこととしております。また、譲渡する際には、不妊去勢手術等を行う予定です。 なお、沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲したネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。
95	6	殺処分は行わないという一文がほしい。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。ただし、捕獲時にネコが重度の傷病状態にあり、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、安楽死がやむを得ない場合も想定されます。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるよう取り組んでいくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
96	2	捕獲後の飼い主探しはボランティアの人がやるのならば、自然や動物を大切にしたいという思いから行動している保護活動している人たちのケアも具体的に案を出すべき。	捕獲したネコについては、譲渡に向けて寄生虫の駆虫やウイルス検査、不妊去勢手術等を行うこととしております。また、周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターとも連携して譲渡に取り組むこととしておりますが、センターに登録しているボランティア団体等に対して飼育管理費等の支援などを行っております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
97	1	「目標1 森林域においてネコが確認されなくなることを達成するには、猫を遺棄させないこと、集落にいるネコの不妊去勢手術の徹底が大事である。もとは遺棄されてノネコになったネコに罪はないため、全頭保護して新しい飼い主に繋げて欲しい。	県では、一生涯の子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいるほか、動物愛護の集い等の動物愛護週間行事、及び沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）を活用した情報発信等によりペットの適正飼養の普及啓発を行っております。また、沖縄島北部3村では、適正飼養推進のため、村による不妊去勢手術等の支援等を行うこととしております。捕獲・保護した飼い主不明ネコについては、寄生虫の駆虫やウイルス検査、不妊去勢手術等を行い、積極的に譲渡に取り組むこととしております。
98	3	行政としては、愛護センター収容となった個体の殺処分を回避するために、譲渡への取り組みをどのように行うつもりか。	県では、令和4年10月より沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）の運用を開始し、譲渡適性を上げるための犬猫のしつけや譲渡講習、犬猫とのふれあい展示などを実施するなど、譲渡機会の拡大を図っております。また、センターに登録しているボランティア団体等に対して飼育管理費等の支援を行うほか、健康診断等の初期医療費の補助を行うなど、譲渡に向けて取り組んでおります。
99	5	排除（駆除）目的で捕獲された愛護動物を引き取り、愛護センターに収容する場合は「収容期限を通常より長くする」、「捕獲個体に負傷等がある場合は、獣医師会などと連携しながら医療にかける」、「引き出しをする愛護団体を財政支援する」といった特別措置を行い、譲渡に努めることが必要と考えるが、こういった取り組みを行う予定はあるのか。	本計画は駆除を目的としているものではなく、捕獲した飼い主不明ネコについては本計画にも記載があるとおり、積極的に譲渡に取り組むこととしております。捕獲したネコには原則として寄生虫の駆虫やウイルス検査等の必要な処置を行うほか、負傷があった場合の治療等の実施を含め、適切な管理を行います。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。県では、令和4年10月より沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）の運用を開始し、譲渡適性を上げるための犬猫のしつけや譲渡講習、犬猫とのふれあい展示などを実施するなど、譲渡機会の拡大を図っております。また、センターに登録しているボランティア団体等に対して飼育管理費等の支援を行うほか、健康診断等の初期医療費の補助を行うなど、譲渡に向けて取り組んでおります。
100	1	捕獲収容された猫について、行政が譲渡への努力を怠り、殺処分の個体が増えた場合、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議八」などに抵触し、行政の責任問題に発展する恐れがあるのではないか。	本計画は、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入の防止等のネコの対策を迅速に進めることで希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的としています。捕獲・保護したネコについては、当計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
101	2	本計画では、猫を排除するために捕獲主体に業務委託する形となるようだが、この場合でも、行政は動物愛護法に則り、捕獲主体自ら捕獲した猫の譲渡に取り組むように「引き取り拒否」及び、捕獲主体が譲渡に努めるように行政から指導する必要があるのではないか。	目標1における捕獲主体とは、環境省及び沖縄県を指しており、それぞれが捕獲、一時収容、返還、譲渡等の業務を行っております。
102	4	捕獲した猫たちの周知期限が10日しかない中、具体的にどのようにして周知させるのかを提示してほしい。	捕獲したネコについては、県、村役場、環境省のホームページ等で広く情報発信し、村役場の掲示板や道の駅等でも捕獲した旨の周知を行うとともに、沖縄県獣医師会やボランティア団体等の協力をいただきながら飼い主の探索や譲渡に取り組むこととしております。譲渡に向けた周知方法については随時検討してまいります。
103	3	そして、この計画が実行された際には、何頭の猫を捕獲し、そのうち何頭が飼い主がいて、何頭が飼い主不明猫だったか、飼い主不明猫のうち、何頭が譲渡されたか、何頭が殺処分されたかを定期的に公表してほしい。	捕獲・保護収容数や飼い主への返還数、譲渡数等について公表を予定しております。
104	3	これまで飼い主探しを行っている県内外のボランティアも飼い主探しの役割が担えるよう、文章にボランティアとの連携を記載してほしい。また、そのボランティアについては県まで実際に登録に来られる人というような非現実的なものではなく、一刻を争うことでもあるのでメールなど簡便な手続きでボランティアとして認める手続きを取ってほしい。やる気のある個人・団体が主体的にこの計画に関われるよう明記してほしい。	ご意見を踏まえて、「5-1-3.(3)(ウ)」を以下のとおり修正いたします。 「譲渡先の募集にあたっては各捕獲主体は、ホームページ等により活動に協力ができる地元住民以外の方々へも情報発信及び協力を求め、」
105	1	本計画は、森林域のネコの捕獲排除を最優先の作業と位置づけ、希少種や生態系への影響排除や回復を最優先目標としてもらいたい。捕獲後のネコ個体の収容保管譲渡の状況が原因として森林域のネコ捕獲排除作業に影響が及ばないようにしてほしい。捕獲後のネコ個体優先になったら、本計画の目標は本末転倒になる。	関係機関等と連携し、目標の実現に向けて取り組んでまいります。
106	1	「地元役場」とは別に「捕獲主体」とあるが、どこか。明記が必要ではないか。	「5-1-3(1)」において、捕獲は環境省及び沖縄県と明記しており、捕獲主体は環境省及び沖縄県となります。また、「5-1-3(2)」において、実施地域は「沖縄島北部の森林域」と明記しており、地元役場は国頭村、大宜味村及び東村の役場を指しています。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
107	2	<p>捕獲する以上、終生大事に可愛がれる飼い主に譲渡できない場合、捕獲主体に任せるのではなく、捕獲主体の協力も得ながら、県が責任をもって、その猫一代限りの生涯を幸せに全うさせる義務があり、殺処分は許されない。飼い主不明ネコについては、捕獲主体の協力も得ながら、県の責任において、その猫一代限りの生涯を幸せに全うさせるか引取るとともに、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）」の第3及び第4に準じた方法により対応する。各捕獲主体は、ホームページ等により地元住民以外の方々へも情報発信及び協力を求め、周知期間内に譲渡されるよう積極的に取り組む。不妊・去勢手術を施したうえ、もと居た場所に戻し、餌やりをする。また、衛生的で快適に過ごせる施設で、終生世話をする（引き続き、里親を募集し、適切な里親が見つければ譲渡する）。そのうえで、根本問題である目標2、3をそれぞれ目標1、2にし、重点対策として徹底し、原案の目標1は「その他」として極力避けるべきと考える。</p>	<p>目標1における捕獲主体とは、環境省及び沖縄県を指します。沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を歩き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p> <p>周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。県では、令和4年10月より沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟の運用を開始し、譲渡適性を上げるための犬猫のしつけや譲渡講習、犬猫とのふれあい展示などを実施するなど、譲渡機会の拡大を図っております。また、センターに登録しているボランティア団体等に対して飼育管理費等の支援を行うほか、健康診断等の初期医療費の補助を行うなど、譲渡に向けて取り組んでおります。捕獲・保護した全てのネコが譲渡に繋がるようご協力をお願いします。</p> <p>なお、ネコは本来、沖縄島北部の森林域に生息しない肉食性哺乳類であり、在来の野生動物の脅威となっているため、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上、及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するためには目標1～3を一体的に進める必要があります。</p>
108	53	<p>外猫との共生の仕方をもっと深く考えるべき。捕獲、殺処分に税金を使うのは馬鹿げている。TNRをした上で、地域猫として人と共生していくことができる。決められた場所でご飯をあげることで、森林域から遠い場所を縄張りにもしてもらえばよい。</p>	<p>本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を歩き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p> <p>本計画における「共生」とは、ネコを適正飼養することにより、生態系に悪影響を与えずに人とネコが共生することだと考えております。捕獲したネコについては、譲渡を行い、新しい飼い主のもと適正飼養されることで、「共生」できるものと考えております。</p>

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
109	3	高齢者にはペットにマイクロチップをつけるという意識がまだ浸透していないこと、また経済的な理由で装着できない人もいる。そのため、散歩中の飼いネコや迷い猫も殺処分される可能性がある。大規模な殺処分の予算があるのなら、TNRやアダプテーションに使う予算に当ててほしい。	<p>沖縄島北部3村では、村の「ネコの愛護及び管理に関する条例」により、ネコの飼養登録を義務づけております。ネコの飼養登録及びマイクロチップ装着に関する普及啓発を行うため、村による見回り活動や広報誌・行政無線等による周知等を行うほか、適正飼養推進のため、村による不妊去勢手術等の支援も行うこととしております（支援の状況は村によって異なります）。</p> <p>また、本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。</p> <p>なお、沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。</p> <p>本計画においては、飼いネコの適正飼養の推進および遺棄の防止により、将来的には森林域においてネコが確認されなくなる状態を目指しております。</p>
目標2に対するご意見（60件）			
110	1	無責任な餌やりやみだりな餌やりというのがどういった餌やりなのかかわからない。TNRをしたネコへの餌やりは含まれないものと考えているが、具体的に示してほしい。	無責任な餌やりやみだりな餌やりとは、正当な理由がなく、飼いネコ以外のネコに餌付けすることで、ネコの数やむやみに増やすことになったり、排せつ物や残飯などの清掃を行っていない等により近隣住民への公衆衛生上の問題を引き起こす原因となるような行為と考えられるものです。
111	2	飼い猫の所在を確認しているか。	沖縄島北部3村では、村の「ネコの愛護及び管理に関する条例」において、ネコを取得したときは飼養登録をすること、また登録したネコの死亡や譲渡などが生じた場合は登録の変更等の手続きをすることが定められております。飼い主からの届出やネコの頭数調査、見回り活動などを行い飼いネコの所在確認を行っております。
112	1	「飼い主不明のネコがいなくなる事」について、「殺処分せずに飼い主不明猫がいなくなる事」を前提として下さい。	本計画は殺処分を前提としているものではなく、捕獲・保護したネコについては本計画にも記載があるとおり、飼いネコは飼い主への返還、飼い主不明ネコは積極的に譲渡に取り組むこととしております。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしておりますので、ご協力をお願いします。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
113	1	「目標2 5-2-1個別目標」について、名護市の相談窓口は皆無であり、ボランティアである私たちのところに相談が溢れている。それだけでなく、何らの予算も施策もない本部町や今帰仁村からも相談者が後を絶たない。行政の怠慢ではないか。北部の動物飼育の現状を一度も調査せずに、行政からの報告だけを鵜呑みにして、委託医師達や捕獲業者達の描く「ネコ管理・共生行動計画」とは一体どのような理念があるのか大いに疑問である。	動物の適正飼養等の相談については、沖縄県動物愛護管理センターにて相談窓口を設けております。また、いただいたご意見は該当する市町村に情報共有いたします。
114	3	ネコ飼養条例が遵守されていることの効果検証はどのように実施するのでしょうか。	沖縄島北部3村においては、飼い主からの届出やネコの頭数調査、日常的な集落の見回り活動等を行い、住民や関係機関からの情報提供等を元に屋外にいるネコの把握に努めています。遺産地域の保全状況を適切に把握及び評価するために策定された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画」においても飼い猫の管理状況をモニタリングしており、飼養登録個体数やマイクロチップ装着個体数等から適正飼養の状況を把握し、専門家からの科学的助言を踏まえた評価を行っております。
115	5	多頭飼養化や多頭崩壊、あるいは野放し化の原因として、高齢者などへの普及啓発や支援も行うべきである。高齢者の方などの病気や死亡にともなって、飼いネコの野放し化や多頭化そして崩壊が発生している例が各地である。	沖縄島北部3村では、高齢者を含めたすべての世代に適正飼養に関する普及啓発を行うため、村による見回り活動や多頭飼育への介入、広報誌・行政無線等による周知等を行うほか、適正飼養推進のため、村による不妊去勢手術等の支援も行うこととしております（支援の状況は村によって異なります）。県では、一生うちの子プロジェクトをとおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいます。
116	1	飼い猫全頭に不妊や去勢手術を要求するという事は、よく考えたらものすごく異常で恐ろしいことだと思う。それが猫を飼う条件など私は今まで聞いたことも見たことも無いし、他の自治体で同じことをやっているところはあるのか。この項目を見ただけでもこの計画は進めるべきでは無いと思う。	不妊去勢手術をしないまま、予期せぬ脱走の発生や外飼い、多頭飼養等を続けてきたことでみだりな繁殖が発生し、ネコが増えている現状があります。沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、希少種などを捕食して生態系に影響を与える可能性があります。みだりな繁殖や多頭飼育等を抑制する観点からも不妊去勢手術の実施は重要であると考えております。 なお、沖縄島北部のすべての飼いネコが適正飼養され、飼い主不明ネコがいなくなること、屋外における糞尿や悪臭等の衛生管理が改善され、トキソプラズマ症等の人獣共通感染症が発生しにくい状態にするほか、屋外にいるネコのロードキルやハブ咬傷、感染症等の発生も極めて少なくすることが期待できると考えております。
117	1	室内飼養100%のためには、ペット不可物件等室内飼養ができない状況を解消する必要がある。やむを得ず外に出して世話している猫を室内で飼うことができるようになる解決策を提示してほしい。	ペットを飼う場合には、ペットが飼える場所であることが大前提であり、しっかりと責任を持って適正飼養することが大切だと考えます。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
118	1	ネコのロードキルは内地では一生に一度見るかどうかという頻度であるが、沖縄に移住した10～15年前は月に何度も見てとても不快な気分になった。しかし、最近は月に1～2回程度に減ったと実感している。沖縄県出身者の知人からも同様の意見や、犬の一人散歩や野犬を見なくなったと聞いており、沖縄県内の動物福祉の改善が始まったと考える。	県では、一生うちの子プロジェクトをとおり、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、ネコの遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいるほか、動物愛護の集い等の動物愛護週間行事、及び沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）を活用した情報発信等によりペットの適正飼養の普及啓発を行っております。今後も引き続き、ペットの安全の確保及び健康の維持のためにも取組を進めてまいります。
119	29	ネコを排除しなければならない理由にトキソプラズマ症のリスクを再三にわたり上げているが、過剰に不安視しすぎている。ネコの糞を食べるわけではないので感染への過剰な不安はやめるべきである。トキソプラズマがネコを排除する理由にはならない。	沖縄県では家畜（ブタ）のトキソプラズマ症が毎年発生しております。また、人の健康被害が発生している事も確認されています。トキソプラズマ症の感染リスクを低減させるための対策のひとつとして終宿主であるネコの新規感染を防ぐことが重要だとされています。2011～2013年の野外で生活するネコの抗体保有調査での抗体陽性率は26.9%となっており、離島を含む多くの市町村で抗体を保有するネコが存在することが確認され、トキソプラズマ原虫は県下に広く存在していることが判明しています。（出典：『沖縄県におけるトキソプラズマ症の現状』（沖縄県衛生環境研究所）） 目標2の沖縄島北部のすべての飼いネコが適正飼養され、飼い主不明ネコがいなくなることで、屋外における糞尿や悪臭等の衛生管理が改善され、トキソプラズマ症等の人獣共通感染症が発生しにくい状態にするほか、屋外にいるネコのロードキルやハブ咬傷、感染症等の発生を極めて少なくすることが期待できると考えております。
120	3	全体的に素晴らしいアクションプランだと思う。飼養衛生管理基準が改正され、衛生管理区域における飼いネコの飼養禁止の指導は非常に重要だと思う。そのため、飼養衛生管理の指導を行っている家畜保健衛生所や畜産課などの協力も必要だと思う。また、豚舎に猫が近づくことは、猫を終宿主であるトキソプラズマに豚が感染する要因になり、全国的にも未だにと畜検査において豚からトキソプラズマが検出される沖縄県の公衆衛生上からも猫の対策は非常に重要である。特にやんばる地区の養豚場が多いことから県や村の農林水産部を巻き込んだ積極的な対策を推進する必要があると考える。	ご意見のとおり、家畜への感染防止の観点からも、農林水産部とも連携しながら取組を検討してまいります。
121	5	農家や酪農家にとってのハブやネズミ対策としてのネコの放し飼いにかわる代替案を提示してはどうか。この計画は希少種、ネコ、地域住民を守る上で、非常に重要である。本プランには様々なご意見があると思うが、国、県の自治体、地域住民協力のもと実現されることを願っている。	いただいたご意見については、県農林水産部と共有し、今後の参考とさせていただきます。また、計画の実施にあたっては関係機関と連携し、目標が達成できるよう取り組んでまいります。
122	2	8頁の21行目について、具体的にわかりやすくなるよう、「ネコの死体回収数は」から「ロードキルやハブ咬傷、感染症等が原因と考えられるネコの死体回収数は」に修正してはどうか。	全ての死体について死因が判明しているものではありませんので原文のままさせていただきます。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
123	1	「適正飼養推進の取組に対して連携・協力する」について、「適正飼養推進の取組に対して連携・協力・実行する」というように、協力から更に踏み込んで実行すべきではないか。	本項での実行主体は沖縄島北部の3村であり、環境省、県、関係機関等は連携・協力することとしておりますので、原文のままとさせていただきます。
124	2	啓発活動の中に保護団体との連携による譲渡活動を含むべき。その際にマイクロチップ装着義務や不妊去勢の同意、終生飼養の誓約書などもあってよいと思う。	捕獲・保護したネコについては、飼い主の特定に努め、所有者が判明しない飼い主不明ネコについては、積極的に譲渡を行ってまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
125	1	完全室内飼養を是非とも推進してほしいと思います。そのために、例えば室内飼養の用具としてネコテラス、キャティオ、パティオなどと呼ばれる囲いや遊び用具の普及啓発や設置支援を行ってほしい。	沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）では犬や猫の飼い主の方を対象とした飼い方教室を毎月開催しております。なお、用具等、ペットの飼養にかかる費用については、飼い主に負担をお願いしているところです。
126	1	ネコの室内飼育への移行の際に猫の性質や行動学的な側面からも適切なアドバイスができる人材の確保が必要だと思う。（「適正飼育してください」だけでは内容が伝わらない、本人は適正飼育しているつもりでいる、「外に出たがるから仕方ない」とあきらめている人は少なくない。）より具体性のあるアドバイスや実践方法の提示、外には自由を求めているわけではなく、ナワバリを守るために出ているに過ぎないという意識改革が必要である。	県では、地域における動物の愛護の推進に熱意と見識を有する方の中から動物愛護推進員を委嘱しております。動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深め、動物の適正飼養に関する必要な助言を与える役割があり、令和12年度までに50名の動物愛護推進員を委嘱することを目標としております。 また、県では一生うちの子プロジェクトをとおして犬猫の遺棄防止や適正飼養の普及啓発に取り組んでいるほか、沖縄島北部3村においても適正飼養の普及啓発に取り組んでおります。
目標3に対するご意見（17件）			
127	3	「沖縄県北部以外からネコが流入しない状態にすること」について、どのような具体的かつ効果的な対策を考えているか。	沖縄島北部に流入するネコの発生源は、沖縄島北部以外からのネコの遺棄等によるものが想定されますが、ネコを遺棄することは犯罪であり、違反すると懲役や罰金に処せられます。県では、一生うちの子プロジェクトによるイベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等のほか、捨て犬・捨て猫防止キャンペーン、動物愛護の集い等の動物愛護週間行事、及び沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）を活用した情報発信等によりペットの適正飼養や遺棄防止の普及啓発を行っており、北部地域へのネコの流入がない状態に繋がるよう取り組んでまいります。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
128	2	「沖縄県北部以外からネコが流入しない状態にすること」について、流入しない状況になったことを判断する方法は何か。	目標3の沖縄島北部以外からネコが流入しない状態になったことを判断する方法としては、個別目標である「(1)沖縄島北部以外からのネコの遺棄がなくなる。」及び「(2)沖縄島北部以外の地域においてネコの適正飼養に関する普及啓発が進められる。」の進捗確認等を勘案して行うものと考えております。(1)については、沖縄島北部3村の集落や森林域におけるモニタリング等で屋外にいるネコが確認されなくなること、(2)については、県内においてネコの飼養登録が推進されることなどを想定しているところです。
129	1	継続した予算および事業確保が必要ですが、都市部や森林性希少種の生息していない町村において野良猫の数を調査した上での計画的TNRはネコの数減らす点で有効のように思う。その事業がやんばるの野生動物を救うことにもつながると言う点もアピールしたらよいのではないか。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
130	1	適正飼養推進のために、県HPより動物愛護推進員の募集をかけ、推進員の増員をしてください。また動物愛護週間には、他の多くの都道府県が行うような動物愛護フェスティバルの開催をしてください。	県では通年、市町村等からの推薦に基づき動物愛護推進員を委嘱しており、令和12年度までに50名を委嘱することを目標としております。ご意見の県HPでの募集については今後の参考とさせていただきます。 また、動物愛護週間行事として9月に動物愛護街頭キャンペーン、11月に動物愛護の集いを開催しております。
131	1	「目標5-3-2 現状及び課題」についての記載は、私たちグループでは1年間をかけて名護市内の事故・事件による猫の遺体を回収し、ボランティア医師により検死を続けて来た。毎日の交通事故、残酷な虐待による死亡など今も続き、上記の報告はとも実態に即した数とは言えない。	件数については、管轄する市町村において把握できた数になります。
132	1	頭数が多ければ死体も多くなるのは解るが、330頭は1年間の死体数としては多いように思う。どういった死因なのか調べる必要があるのではないだろうか。	件数については、管轄する市町村において把握できた数になります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
133	1	「各市町村（3村を除く）」とは沖縄島の3村以外という意味か。それとも県内全域を対象にしているのか。	該当箇所については以下のとおり修正いたします。3村を含めた沖縄島の各市町村が対象になります。  「沖縄島の各市町村」
134	1	沖縄島北部地域への流入を10年以内に食い止めるのであれば、3村に近いあるいは隣接した地域、特に名護市では積極的な飼い主不明ネコの排除も必要ではないでしょうか。	本計画では、沖縄島北部3村に近い、名護市、今帰仁村、本部町等において、適正飼養推進のための普及啓発を強化することとしております。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
135	1	「普及啓発」を「普及啓発および教育」とするべきである。しっかり理解してもらうためには、教育が不可欠（幼児教育学校教育）である。10年計画のところにも明記したが中間段階で計画そのものの見直しも必要ではないか。	ご意見を踏まえて、「5-3-3. (3)」に以下のとおり項目を追加いたします。 「(エ) 教育現場等と連携した適正飼養の普及啓発」 県では、一生うちの子プロジェクトにおいて、犬猫の遺棄防止や適正飼養の普及啓発に取り組んでいるほか、小学生を対象とした出前授業を行うなど、教育現場での取組も実施しています。 また、本計画は、毎年進捗状況の評価を行い、中間年に取組内容の見直しを行うこととしております。
136	1	北部に限らず、中心地域（那覇）も意識を変えていかねば終わりはない。全体的なネコの在り方は行政職員も含め意識改革が必要である。担当の課だけでは、異動すれば他人事になってしまうので、観光関連なども「外でネコがのんびりしている写真」を使うことや、外にいるネコをほのぼのとした象徴に使うこと自体、しっかり制限をしてほしい。何気ない「外にいるネコがカワイイ、癒される、のんびりしていて沖縄らしい」という発想から変えて行って欲しい。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
137	1	沖縄島北部への流入を少しでも減らす為に隣接する市町村のTNRおよび飼い猫の不妊化手術、マイクロチップには大幅に税金を投入する事を検討してはどうか。 希少種・在来種も猫も守るための計画を応援している。	いただいたご意見は関係市町村に共有いたします。隣接する市町村とも連携しながら適正飼養の推進に取り組んでまいります。
138	1	猫の飼養についての条例制定について言及されているが、条例制定する場合は必ず、既に県内で推進されている地域猫活動やTNRの取り組みに支障がでない条例にすることを希望する。	いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
139	1	ネコの遺棄は犯罪であるにもかかわらず、警察との連携について書かれていない。警察との積極的な連携について盛り込むべきである。遺棄は犯罪であるということが警察によって周知され、摘発や防犯カメラの設置等により予防の態度が示されることも重要である。警察との連携について項目を追加すべき。	ご意見を踏まえて、「5-3-3. (3)」に以下のとおり項目を追加いたします。 「(オ) 遺棄防止に向けた警察等との連携」
140	1	ネコのロードキルの数など具体的な「外にいることによる猫にとってのマイナス」あるいは沖縄における保健所（愛護センター）の収容件数やその中の幼獣の比率なども提示すると良いと思う。	ロードキルの件数等も踏まえて記載しております。（P8L20～21、P9L36～p10L1） また、動物愛護管理センターにおける収容数については、毎年動物愛護管理センターホームページで公表しているところです。

番号	意見数	ご意見等の要旨	ご意見に対する県の考え方
計画の評価と見直しに対するご意見（5件）			
141	1	「各分野の専門家等を交えて」とあるがこの等には沖縄県民若しくは他県民の意見も入っているのか。入っていないのであれば今回何のために意見を集めるのか謎である。	今回の意見募集は、計画が策定される前の案に対し行ったものであり、今後、計画が策定された後の評価や見直しにあたっては、専門家等を交えて行うこととしております。
142	3	各専門家を交え、定期的に評価、検討見直しを行うと記載されているが、この専門家こそ見直しが必要である。	専門家等については、各分野から知見のある方を選定してまいります。
143	1	すべての計画はその評価（効果測定）と次なる計画（行動）につなげることが必須であるため、計画そのものにこの項目を入れることは大変素晴らしいことだと思うが、可能であれば具体的な評価方法を明示するともっとよいだろうと思う。それとともに、誰（どの機関・団体等）が評価を実施するのも重要な事項である。そのあたりの説明も加えることができるのであれば、お願いしたい。	具体的な評価方法等については、各分野の専門家等の意見を踏まえて今後検討してまいります。
参考文献に対するご意見（2件）			
144	2	11頁の16行目について、「 <i>Toxoplasma gondii</i> 」は学名であるため、イタリック表記「 <i>Toxoplasma gondii</i> 」に修正すべきである。	ご意見を踏まえて表記をイタリック体に修正いたします。
その他のご意見（8件）			
145	1	意見募集はもっと県民が分かるように行ってほしい。後で文句を言われぬ為の形だけのものはやっていないのと同じである。県民の何%がこの件について知っているのかちゃんと公表してほしい。	意見の募集については、沖縄県県民意見公募手続実施要綱に基づき実施しております。
146	5	電子メールで意見を提出する場合でも指定の意見様式を添付することが求められており、意見提出の仕方がとてもやりづらい。意見を述べやすくしてほしい。	意見等を明確に把握するために意見様式を定めておりますが、当該様式による提出でない場合についても一定の要件を満たすものについてはご意見として承りました。いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
147	1	せっかくパブリックコメントを募集しているので、ぜひともその内容を公表してほしい。	沖縄県県民意見公募手続実施要綱にて、パブリックコメントの実施機関は、提出された意見等及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとなっております。
148	1	反対意見、あるいはそれに対する中傷的な意見拡散や虚偽の情報に関しては厳しい態度（状況により法的措置）を含め対応してもらいたい。できればその旨（「問題のある言動を繰り返す場合などは法的措置を検討します」など）を明示しておいてほしい。愛護活動家は過激な態度などが非常に多いが、それに負けずに毅然とした対応を期待する。	寄せられるご意見等については、適切に対応してまいります。